

会計処理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は公益財団法人日本国際交流センター（以下「センター」という）の事業実績および財政状態を明らかにし、真実明瞭な報告を提供すると共に、能率的運営を推進することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 センターの経理業務に関しては、他の法令およびセンター定款（以下「定款」という）その他この規程の定めるところの他に、公益法人会計基準の定めるところによる。

(事業年度)

第3条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算統制)

第4条 センターは毎事業年度に次の第5条の経理区分に従って予算書を作成し、その収入および支出は予算に基づいて統制する。

(経理区分)

第5条 センターの経理は、法人会計および公益事業会計に区分して行うものとする。

第2章 勘定および帳簿

(勘定科目)

第6条 センターの一切の取引は、公益法人会計基準に沿って法人会計ソフトに定める勘定科目により処理されなければならない。

2 ただし、センターのプロジェクト運営上勘定科目に不都合が生じた場合は、別に勘定を作成し処理することができる。

(帳簿等)

第7条 センターは予算および会計に関する帳簿および伝票を備え、複式簿記の原則に従って所要の事項を整然かつ明瞭に記録しなければならない。

2 帳簿は、主要簿（総勘定元帳・仕訳帳）と、その他必要に応じた補助簿を定める。

3 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

(経理責任者)

第8条 会計責任者は事務局の長とする。

(経理担当者)

第9条 経理担当者は、会計責任者の命を受けて業務を行う。

(書類の保存)

第10条 会計帳簿・伝票および証票書類の保存期間は法令の定めに従う。

第3章 予 算

(目的)

第11条 予算は明確な事業計画に基づいて資金の調整を図った上で編成し、実績との関連を明らかにしながら事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の統括)

第12条 予算に関する事務は理事長が統括する。

(事業計画および収支予算の作成)

第13条 センターの事業計画および収支予算は、経理区分ごとに毎事業年度開始前に作成し、理事会の承認を経て理事長が定める。

2 全項の事業計画および収支予算は定款第10条第1項の規定により理事会の承認を受けなければならない。

(支出予算の実施)

第14条 センターの収支予算の執行者は理事長とし、やむを得ない場合には会計責任者がこれを行い、直ちに理事長に報告するものとする。

第4章 出 納

(出納の管理)

第15条 金銭の支払いは会計責任者の承認を得た会計伝票に基づいて行い、支払に際しては領収書などは十分に注意して保管しなければならない。

2 WEBによる銀行振込みは、原則会計責任者が承認して行うものとするが、会計責任者が不在の時はあらかじめ指定した役員などが代理で承認を行うこととする。

(金銭の残高照会)

第16条 現金残高は毎日終業時に手元現金と現金出納帳の残高を照会しなければならない。

2 預金の残高については、毎月末取引金融機関の預金残高により帳簿と照合し、差異がある場合は、銀行勘定調整表を作成しなければならない。

第17条 現金過不足が生じた場合は、経理担当者は遅滞なく経理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

第5章 固定資産

(固定資産の定義)

- 第18条 固定資産とは、耐久年数1年以上であって、かつ取得価格（購入価格および付帯費用）が10万円以上の有形固定資産および差入保証金・それに準ずる無形固定資産をいう。
- 2 ただし、税制上定められた減価償却資産の取得価格の損金算入の特例などが適用できる場合は、その特例によって固定資産を経費計上できるものとする。

(減価償却)

- 第19条 固定資産の減価償却については、定率法により毎事業年度末において原価償却を行なわなければならない。
- 2 減価償却資産の耐用年数などは、減価償却資産の耐用年数などに関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによる。
- 第20条 固定資産の管理責任者は、固定資産管理帳簿を設けて固定資産の保全状況および移動について所要の記録を行い固定資産の管理を行う。
- 2 有形固定資産に異動および毀損・減失があった場合は、固定資産管理責任者は経理責任者に通知しなければならない。

第6章 決算

(計算書類の作成)

- 第21条 センターは毎事業年度終了後すみやかに当該事業年度末における次の計算書類を作成し資産・負債および正味財産並びに収支の諸勘定について所要の整理を行う。

(監査など)

- 第22条 センターは前条の整理を行った後、監事の監査を受け理事会での審議を経、評議委員会の承認を得て作成した会計報告書を内閣府公益認定等委員会へ提出する。

この規程は平成23年3月11日より適用する。